

(証券コード1933)
平成29年6月23日

株 主 各 位

熊本市中央区萩原町14番45号
 **株式会社SYSKEN**
代表取締役社長 福元秀典

第64回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第64回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき普通配当12円と決定いたしました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株に併合することといたしました。なお、株式併合が承認可決されたことを受けて、平成29年10月1日より単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、変更の概要については次のとおりです。

- 株式併合に伴い、その効力発生を条件として、第6条の発行可能株式総数を4,840万株から968万株に変更し、あわせて第8条の単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。
- 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）ができるよう所要の変更を行いました。

第4号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に秋山順一郎、赤星昭典、門岡慎治の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以上

第64期期末配当金のお支払いについて

本総会の決議により、決定されました第64期期末配当金（1株につき12円）は、同封の「配当金領収証」により、払渡期間（平成29年6月26日から平成29年7月28日まで）内にお受け取りください。また、配当金の銀行口座振込みをご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

中間配当制度の導入について

当社はこれまで期末配当のみを実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、本総会において取締役会決議により中間配当ができる旨の定款変更を決議し、平成30年3月期より中間配当を実施することいたしました。なお、現時点において平成30年3月期中間配当基準日（平成29年9月30日）の中間配当予想額は1株につき5円としておりますが、その額及び支払開始日は第2四半期決算に関する当社取締役会（平成29年11月予定）にて決議する予定であります。

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株主様におかれましては、株式併合に関して、特段のお手続きはございませんが、株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その売却代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成29年12月中旬にお送りすることを予定しております。なお、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または、当社株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話：0120-288-324（フリーダイヤル）

受 付 時 間：平日9時～17時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）